



敦賀市特定不妊治療費助成事業について (令和4年4月1日以降治療開始分)

R5.4~



◆助成対象となる治療

下記の治療のうち、令和4年4月1日以降に治療を開始したもの

- ・特定不妊治療実施医療機関（※1）において受けた特定不妊治療（体外受精または顕微授精）
- ・男性不妊治療（精巣内精子採取術：TESE、MESA、PESA、TESA）
（敦賀市特定不妊治療費助成事業の対象治療とあわせて申請する場合があります。）

※1 県内の特定不妊治療実施医療機関は県ホームページで確認できます。県外の場合は、日本産科婦人科学会登録医療機関の場合は対象となります。

【高額療養費の手続きについて】

- ・保険診療の治療を受ける場合で1か月間の治療費が高額になることが見込まれる場合、**事前に高額療養費制度の限度額適用認定証の申請をお願いします。**

※限度額適用認定証の申請は、加入先の公的医療保険者にお問い合わせください。

◆助成対象となる方

- ・戸籍上の夫婦もしくは事実婚（※2）にある夫婦で、申請をした日において夫または妻の住民登録が1年以上前から引き続き敦賀市にある方
- ・市税を滞納していない方
- ・治療期間の初日（※3）における妻の年齢が43歳未満の方

※2 重婚でないこと、および「治療の結果、出生した子についての認知を行う意向がある」場合に対象となります。

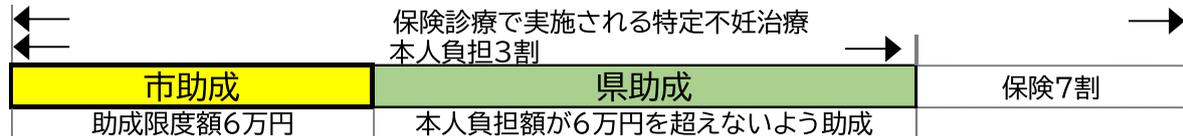
※3 特定不妊治療指定医療機関受診証明書の治療期間で判断します。

◆助成対象

特定不妊治療に係る費用のうち本人負担額が助成の対象となります。（ただし、福井県の助成を受けた場合や、高額療養費等の支給を受けた場合は、その額を控除した額）

◆助成内容

①保険診療で実施される特定不妊治療【助成回数：保険適用の回数終了するまで】



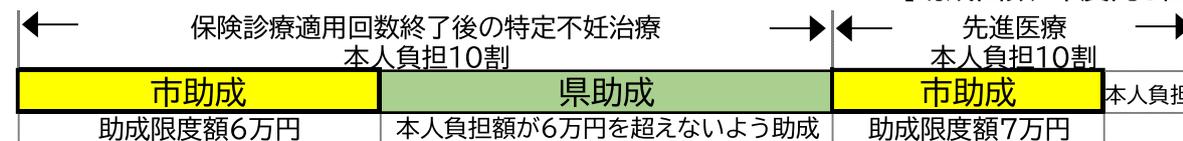
②先進医療及び先進医療と組み合わせて保険診療で実施される特定不妊治療

【助成回数：保険適用の回数終了するまで】



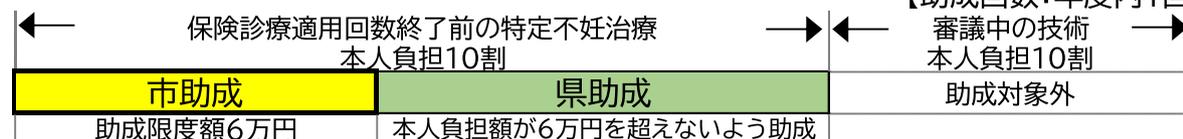
③先進医療及び先進医療と組み合わせて実施される保険診療適用回数終了後の特定不妊治療

【助成回数：年度内3回まで】

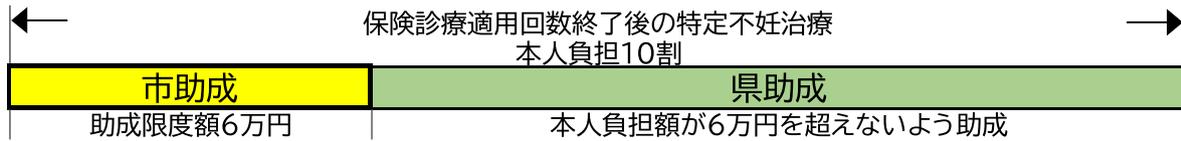


④国で審議中の技術と組み合わせて実施される特定不妊治療(保険診療適用回数終了前)

【助成回数：年度内1回まで】



⑤保険診療の適用回数終了後の特定不妊治療【助成回数：年度内3回まで(※4)】



※4 治療法がG,Hの場合には、A~Fの治療とは別に年度内3回まで

◆市助成対象となる治療

治療内容			治療内容		
体外受精実施	A	新鮮胚移植	体外受精なし	C	以前に凍結した胚による胚移植
	B	凍結胚移植		F	採卵したが、卵が得られない、または状態の良い卵が得られず中止
	D	体調不良等により治療終了		G	卵胞が発育しない、または排卵終了のため中止
	E	受精できず、または異常受精等により中止		H	採卵準備中、体調不良等により治療中止
	その他	先進医療、男性不妊			

◆申請手続きについて

対象となる治療が終了した日の翌日から起算して7か月を経過する日までに下記の書類を添えて申請してください。(1回の治療につき、1件の申請が必要です。)

申請に関する相談は随時受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

- ① 敦賀市特定不妊治療費助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 法律婚の場合は、戸籍謄本(発行から3か月以内のもの、写しでも可)
※夫婦ともに敦賀市民で同一世帯の場合は不要
- ③ 事実婚の場合は、両人の戸籍謄本(発行から3か月以内のもの、写しでも可)、住民票(敦賀市民でない方の分のみ)および事実婚関係に関する申立書・意向確認書(様式第1号の3)
- ④ 特定不妊治療指定医療機関受診等証明書(様式第2号)
※医療機関に作成を依頼して下さい。福井県の助成事業申請用の写しでも可。
- ⑤ 特定不妊治療費及び先進医療の明細がわかる領収書(原本)※医療機関発行のもの(確認後、返却)
- ⑥ 夫婦の納税証明書(完納証明書)
※申請書の同意確認欄に記入があり、市が確認できる場合は不要
- ⑦ 助成金の振込先の口座が確認できるもの(金融機関の通帳の写し)
- ⑧ 福井県特定不妊治療費助成事業交付決定通知書(原本)※確認後、返却
- ⑨ 保険診療の場合は次の書類
 - ・ 限度額適用認定証の写し(限度額適用認定証を使用した場合)
 - ・ 高額療養費や付加給付の支給がある場合は、支給金額が確認できる書類(高額療養費支給決定通知書の写し等)

◆男性不妊治療もあわせて申請する場合

上記に加えて、下記の書類を添えて申請してください。

- ① 敦賀市特定不妊治療費(精巣内精子採取術費用)助成金交付申請書(様式第1号の2)
- ② 特定不妊治療指定医療機関受診等証明書(様式第2号の2)
※医療機関に作成を依頼して下さい。福井県の助成事業申請用の写しでも可。
- ③ 精巣内精子採取術費用の明細がわかる領収書(原本)※医療機関発行のもの(確認後、返却)
- ④ 福井県特定不妊治療費助成事業交付決定通知書(原本)※確認後、返却



詳しくは

敦賀市 特定不妊

検索

問い合わせ先 敦賀市福祉保健部健康推進課(健康センターはぴふる)
敦賀市中央町2丁目16番52号 電話(0770)25-5311